

制 度 名	農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置(農業用)			
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第90条の6）			
要 望 の 内 容	<p>農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置の適用期限を2年延長すること。</p> <p>（現行制度の概要） 農林漁業者が、課税済み原油等を原料として本邦において製造されたA重油を農林漁業用として購入した場合、石油石炭税額相当額（1kl当たり2,040円）が当該A重油の製造業者に対し還付される。</p> <table border="1" data-bbox="949 846 1485 940"> <tr> <td data-bbox="949 846 1157 940">減収見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1157 846 1485 940">— (▲1,469百万円)</td> </tr> </table>		減収見込額 (平年度)	— (▲1,469百万円)
減収見込額 (平年度)	— (▲1,469百万円)			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 本特例措置は、国民の食生活の多様化等により、野菜等の施設園芸作物について需要の周年化等が進む中で、当該作物の安定的な供給を図る上で施設園芸が重要な役割を果たしていることから、生産コストの低減により経営の安定を図り、野菜等の安定供給を確保することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 国民の食生活の多様化等により、野菜等の施設園芸作物について需要の周年化等が進む中で、当該作物の安定的な供給を図る上で施設園芸は重要な役割を果たしている。 我が国の施設園芸においては、光熱動力コストが生産コストに占める割合が高く、特に光熱動力コストの7～9割を占める農林漁業用A重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に少なからぬ影響を与えている。 このため、農林漁業用A重油に係る税負担を軽減し、生産コストの低減により経営の安定化を図り、野菜等の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を講ずる必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 施設園芸は、野菜等の供給において重要な役割を担うようになってきたが、近年、輸入野菜の急増による野菜の自給率の低下等が生じ、国内産地の供給体制の強化が強く求められている。また、最近の原油価格高騰にみられるように、コスト増による施設園芸経営への悪影響も懸念されているところである。 こうした状況に対応し、生産コストの低減により経営の安定と国際競争に耐え得る体質の強い生産体制の確立を図り、野菜等の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を引き続き延長する必要がある。</p> <p>なお、原油製品価格の高騰・乱高下は過去からたびたび繰り返されていることから、当面の間、措置を継続することで政策目的を達成していく必要がある。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系 における 位置付け	Ⅲ－⑤国産農畜産物の競争力の強化【平成19年度、平成20年度】																							
	政策の 達成目標	生産コストの低減により施設園芸農家の経営の安定を図り、野菜等の安定的な供給を確保することを達成目標としている。																							
	租税特別措置の適用又は 延長期間	平成22年4月1日から平成24年3月31日まで																							
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ																							
	当該要望項目以外 の税制上の支援措置	租税特別措置法第90条の4 農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税免税措置																							
	予算上の措置 等の要求内容及び金額	なし																							
	上記の予算上の措置等と 要望項目との関係	なし																							
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の 達成状況	本特例措置を講ずることにより、農林漁業用A重油に係る税負担が軽減され、施設園芸農家の経営の安定及び野菜等の安定的な供給に寄与してきたところである。																							
	租税特別措置 の適用実績	過去の適用実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成17年度</th> <th colspan="2">平成18年度</th> <th colspan="2">平成19年度</th> </tr> <tr> <th>千kl</th> <th>百万円</th> <th>千kl</th> <th>百万円</th> <th>千kl</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>851</td> <td>1,736</td> <td>682</td> <td>1,391</td> <td>626</td> <td>1,277</td> </tr> </tbody> </table>						平成17年度		平成18年度		平成19年度		千kl	百万円	千kl	百万円	千kl	百万円	851	1,736	682	1,391	626	1,277
	平成17年度		平成18年度		平成19年度																				
	千kl	百万円	千kl	百万円	千kl	百万円																			
	851	1,736	682	1,391	626	1,277																			
租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等	本特例措置を講ずることにより、農林漁業用A重油に係る税負担が軽減され、施設園芸農家の経営の安定及び野菜等の安定的な供給に寄与してきたところである。 主要な施設野菜作(冬春もの)の生産コスト(円/kg)の低減効果を試算したところ、生産物1kg当たり約1円～2円程度となっている。																								
前回要望時 の達成目標	政策の達成目標と同じ																								
前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない 場合の理由	生産コストの低減により施設園芸農家の経営の安定を図り、野菜等の安定的な供給を確保することを達成目標としてきたところであり、本特例措置を講ずることにより、農林漁業用A重油に係る税負担が軽減され、施設園芸農家の経営の安定及び野菜等の安定的な供給に寄与してきたところである。 主要な施設野菜作(冬春もの)の生産コスト(円/kg)の低減効果を試算したところ、生産物1kg当たり約1円～2円程度となっている。																								

これまでの  
要望経緯

平成元年度の制度創設時より還付措置を要望